

経済産業政策の課題と対応

— 国、企業、地方が一体となり、
足下の危機を乗り越え、諸課題を解決し、
時代の大きな変化に対応した経済・産業を実現する —

(案)

平成 23 年 9 月 27 日
経済産業省

＜我が国が直面している課題＞

エネルギー安定供給の揺らぎ→“石油危機以来のエネルギー不安”

東日本大震災により、これまで我が国のエネルギー政策を支えてきた原子力の安全性について、国民の信頼が大きく失われた。また、震災は、電力、石油、ガスといったエネルギーインフラの使用停止ないし制約をもたらし、危機時のエネルギー供給のあり方に疑問符を突きつけた。さらに、電力の供給不足の長期化と料金の高騰の懸念は、将来の産業活動や国民生活に不安をもたらしている。我が国は“石油危機以来のエネルギー不安”に直面している。

産業は「6重苦」→“後戻りできない空洞化”の危機

リーマンショック以降、我が国経済は停滞し、国内産業は、「円高」「法人税」「新興国の低賃金」「環境制約」「経済連携の遅れ」といった、いわゆる「5重苦」を背負い、深刻な行き詰まりに直面してきたと言われていた。

こうした局面を打開すべく出された「産業構造ビジョン2010」¹や「新成長戦略」²の提案が十分に実現されないうちに、本年3月11日、東日本大震災とこれに伴う原子力発電所事故が発生し、生活基盤、社会インフラ、地域経済、日本経済全体は大きな被害を受けた。特に、大規模な電力供給不足は、産業界に更なる難題を課し、「6重苦」の状態をもたらしたとも言われている。

こうした状況下、従来から進行していた海外への生産拠点や研究開発拠点の移転は、更に加速化することが懸念されている。他方で、海外からの日本への新たな立地は進まず、このままでは、日本の成長や雇用を支える重要産業や戦略技術までもが海外に移転し、恒久的に産業が失われてしまう“後戻りできない空洞化”に至るという危機に直面している。また、こうした大企業の海外流出は、中小企業など裾野産業の衰退をも招く。

世界の動きは待ったなし→“世界の成長からの脱落”の危機

世界に目を転じてみれば、世界中の企業が、成長著しい新興国市場を狙い、日々、熾烈な争奪合戦を繰り広げている。また、化石燃料やレアアースなどの希少鉱物をめぐり、国際的な資源確保競争は激しさを増している。一方で、米国等の世界経済の減速懸念や欧州財政問題等を背景に急速な円高が進行している。

こうした厳しい国際競争の中で、政府主導の徹底した経済連携の推進、国境を越えたグローバルな企業再編、官民一体となった市場獲得戦略など、多くの国や企業において、成長と雇用を求めて、時には官民が一体となり、戦略的な対外経済政策・産業政策が展開されている。国際経済秩序の変動をうまくとらえ、新たな成長や雇用を享受することができるか、それとも、後手の対応となり、環境変化の中で過去

1 産業構造審議会産業競争力部会とりまとめ（平成22年6月3日）。

2 閣議決定（平成22年6月18日）。

に構築した産業や雇用を流出させていくことになるのか、今、我が国が問われている。

昨年来、政府は、こうした認識を共有し、国を開き、世界とともに発展する道を追求してきた。しかし、震災以降、国内の重要課題への対応を余儀なくされ、対応が後手に回っていることは否めない。一方で、世界は待ってくれず、大市場国との経済連携の締結など、各国政府は活発な動きを見せている。再び国を開く政策を推進しなければ、我が国は“世界の成長から脱落”するという危機に陥っている。

＜政策の柱と方向性＞

**国、企業、地方が一体となり、足下の危機を乗り越え、
諸課題を解決し、時代の大きな変化に対応した
経済・産業を実現する。**

第１の柱 原子力事故・震災から立ち直る

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と被災者支援に全力で取り組む。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」³に基づき、被災した中小企業やサプライチェーンの立て直し、二重ローン対策や資本が毀損した企業への対応、施設・設備の再建など、総力を挙げて震災からの復興に取り組む。その際、「日本経済の再生なくして復興なし」との考えの下、空洞化対策としての国内立地支援、将来の成長や雇用のタネとなる研究開発拠点の整備などを併せて進める。

第２の柱 これまでのエネルギー政策を反省し、聖域なく見直す。企業や国民の信頼を取り戻す。

最優先事項として、当面の電力供給不足への対応に万全を期す。

中長期的には、原子力政策の見直し、電力システムの改革、資源・エネルギー安定供給体制の抜本的強化、持続可能な省エネルギーの実現に向けた取組や再生可能エネルギーの導入などを進めるとともに、最適なエネルギー管理を行う「スマートコミュニティ」などを進め、「安全性」と「安定供給」「経済効率性」「環境適合」を確保したエネルギーの新たなベストミックスを構築する。こうした政策の実施は、次の柱である産業や雇用の空洞化対策そのものでもあり、また、最後の柱である新たな成長の実現を生み出す源ともなる。

第３の柱 急激な円高、空洞化に立ち向かい、日本経済の課題の解決

³ 東日本大震災復興対策本部決定（平成２３年７月２９日）。

に取り組む

現下の急激な円高や電力需給問題による急速な産業の空洞化に緊急的に対処するため、サプライチェーンの中核企業など日本経済や我が国の雇用を支える重要技術・産業の生産・研究拠点の国内立地を促進する。また、地域経済を支える中小企業を支援する。

その上で、法人税減税、経済連携の推進、アジア拠点化の推進など、企業が日本国内に立地し、産業や雇用が守られるよう、「政策推進の全体像」⁴において位置付けられている「新成長戦略」が示した処方箋をしっかりと実現していく。

第4の柱 内需活性化、グローバル化、イノベーションによる新たな成長の実現

少子高齢化が進む中で、我が国経済が持続的な成長を実現していくためには、新しい内需やグローバル市場を見据えたビジネス・産業を推進していくとともに、国を開き、新興国等の需要を取り込むことが不可欠である。

このため、内需拡大、世界に先駆けた新市場の創出、官民一体となった新興国市場の獲得、革新的な技術改革、中小企業の潜在力活用、戦略的経営力の強化といった取組を強化していく。

4 閣議決定（平成23年8月15日）。

< 目 次 >

第1章 原子力事故・震災から立ち直る

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束 1

1. 原子力事故への対応
2. 原子力被災者への支援
3. 風評被害対策

2. 被災中小企業等への支援と東北発の新たな成長の実現 . 2

1. 中小企業等の産業復興のための資金繰り支援
2. 被災中小企業等の再建・復旧支援
3. 東北発の新たな成長の実現するための活動拠点整備

第2章 これまでのエネルギー政策を反省し、聖域なく見直す。企業や国民の信頼を取り戻す。

1. 電力供給不足への対応とエネルギーの有効利用 6

1. 電力供給不足への対応
2. エネルギーの有効利用の促進（「スマートコミュニティ」の構築・普及）

2. 原子力政策の見直しと電力システム改革 8

1. 原子力政策の見直し
2. 新しい電力システムの構築に向けた改革

3. 資源・エネルギー安定供給体制の抜本的強化 10

1. 国内エネルギー供給網の早期復旧と強靱化
2. アジア大でのエネルギー安定供給体制の構築
3. 上流権益の獲得の強化等
4. レアメタル・レアアースの安定供給体制の構築

4. エネルギーの新たなベストミックスの実現 14

第3章 急激な円高、空洞化に立ち向かい、日本経済の課題の解決に取り組む

1. 重要技術・産業の流出の防止	15
2. 国内事業環境の国際的イコールフッティングの実現	15
3. 大市場国との経済連携の強化	17
4. 経済成長と両立する税・社会保障制度の構築	18

第4章 内需活性化、グローバル化、イノベーションによる新たな成長の実現

1. 内需拡大・世界に先駆けた新市場の創出	20
1. IT融合による「融合新産業」の創出	
2. 新たなエネルギー産業群の振興	
3. 成長型長寿産業の実現	
4. クール・ジャパン戦略の推進	
5. 農業の産業化	
6. 新たな成長実現のための産業構造の高度化と企業システム改革の推進	
2. 官民一体となった新興国市場の獲得	26
1. 我が国企業のグローバル展開支援	
2. インフラ／システム輸出の戦略的实施と体制強化	
3. 我が国の優れた環境技術・製品の海外展開の推進	
4. 国際知財戦略の推進、迅速な国際標準化への対応	
3. 未来開拓技術の実現	30
4. 中小企業の潜在力活用・戦略的経営力の強化	31
1. 中小企業の潜在力活用・戦略的経営力の強化	
2. 中小企業の海外展開支援	
3. 中小企業の事業再生・事業引継ぎの円滑化	
4. 地域コミュニティの担い手である商店街の活性化	

- ・各施策に付された記号が示す内容は以下のとおり。

☆：法律関連 ◇：制度整備関連 ○：予算関連（新規、増額等）
□：税制関連 ▽：財政投融资関連 ◎：組織関連 △：その他の施策

- ・「当初」、「復興枠」及び「補正」の定義は以下のとおり。

- ・「当初」：平成 24 年度概算要求関連
- ・「復興枠」：平成 24 年度概算要求における東日本大震災復旧・復興対策経費
- ・「補正」：第 3 次補正予算要求関連

なお、金額は平成 24 年度概算要求額。（ ）内は平成 23 年度当初予算額。

第1章 原子力事故・震災から立ち直る

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故は、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」に従い、収束に向けた取組が進められている。事態は一步一步改善しつつあるものの、引き続き予断を許さない状況にある。ステップ2の目標を着実に達成するとともに、中長期的課題にもしっかりと対応していくことが必要である。

また、これまで国策として原子力政策を進めてきたことも踏まえ、原子力災害の被災者への支援・賠償にしっかりと取り組む。

1. 原子力事故への対応

原子力事故の収束状況及び再発防止担当大臣の指示も踏まえつつ、ステップ2の目標を着実に達成し、ステップ2後の中長期対策段階に移行する。

(1) 原子力事故の早期収束（「STEP2」の完了）

循環注水冷却の継続により冷温停止状態の達成を確実に行うとともに、放射性物質拡散防止措置の実施等により、ステップ2の目標である「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている状態」を達成するよう、国と事業者が一体で取り組む。

- △ 循環注水冷却の着実な実施
- △ 地下水の遮水壁の設置
- △ 原子炉建屋カバーの設置

(2) 廃炉・事後処理

冷温停止後（STEP2後）の東京電力福島第一原子力発電所の中長期的な廃炉・事後処理を安全かつ安定的に行うための研究開発に官民一体で取り組む。

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の廃炉・事後処理に係る研究開発（建屋内にアクセスするための除染方法の検討、格納容器内部の調査方策・装置の開発及び高放射線下での作業支援ロボットの開発など）（補正）、20.0億円（新規）
- 災害対応無人システム研究開発プロジェクト（補正）

2. 原子力被災者への支援

原子力被災者生活支援チームを中心に、関係省庁や自治体と連携し、ふるさとへの帰還に向けて、生活や事業の再建支援、健康管理、モニタリング、除染等の取組をしっかりと進めていく。また、「原子力災害からの福島復興再生協議会」

等を通じ、福島の将来的な産業復興・雇用対策にも貢献していく。

原子力損害賠償支援機構の設立と「原子力事故被害緊急措置法」⁵の施行を踏まえ、当面の仮払いと速やかな本払いの開始を実現していく。

- 生活や事業の再建支援、健康管理、モニタリング、除染等の取組
(補正)、(※内閣府と連携)
- 「原子力災害からの福島復興再生協議会」の枠組みを通じた、福島の産業復興・雇用対策への貢献(再生可能エネルギー拠点、医療拠点、立地支援、中小企業等支援など)(後掲)
- 原子力損害賠償支援機構に対する交付国債の拠出等 (補正)
- 原子力災害及び放射能影響等についての問い合わせ・相談に係るコールセンター設置
(補正)、2.2億円(新規)【復興枠】

3. 風評被害対応

原発事故を契機とした風評被害により取引量が減少している被災地域の企業の復興を図るため、放射線検査体制を充実させると共に、販路開拓に向けて効果的なビジネスマッチング支援、商品開発支援、展示会・イベント・インターネット等を活用した支援、中小企業の海外展開支援等を行う。

- 国内放射線量測定等支援事業 (補正)
- 輸出事業者等が検査機関で受ける放射線量検査の費用を補助 (補正)
- 展示会等による被災製品の販路開拓等支援 (補正)
- 中小企業の海外展開や地域製品の販路開拓等を支援 (補正)
- 農商工連携等の活用による商品開発・販路開拓を支援 (補正)

2. 被災中小企業等への支援と東北発の新たな成長の実現

「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、総力を挙げて震災からの復旧・復興に取り組む。被災した中小企業やサプライチェーンの立て直し、二重ローン対策や資本が毀損した企業への対応、施設・設備の再建を進める。その際、「日本経済の再生なくして復興なし」との考えの下、将来の成長や雇用のタネとなる研究開発拠点の整備や、医療や再生可能エネルギーに係る活動拠点の整備などを併せて進める。

1. 中小企業等の産業復興のための資金繰り支援等

5 「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」のこと。

東日本大震災の影響により、いわゆる「二重ローン問題」に加えて、年度後半にかけて企業の財務状況の悪化等が懸念されている。このため、年末・年度末を睨み、中小企業向けの震災対応の融資・保証制度を集中的に強化するとともに、民間の資金・ノウハウの活用を促す資本性資金の供給など、震災による影響を受けた事業者への資金繰り支援の抜本的強化を図る。さらに、二重ローン問題においては、震災被害により借入過多となった中小企業の事業再生を支援すべく、「産業復興機構（仮称）」、「産業復興相談センター（仮称）」等による金融・再生支援体制を強化する。

＜中小企業向け＞

- ▽東日本大震災復興緊急保証・東日本大震災復興特別貸付の引き続いての万全の実施
〔予算〕（補正）／〔財投〕（補正）
- ▽ 資本が毀損した中小企業向けの資本性劣後ローンの実施
〔予算〕（補正）／〔財投〕（補正）
- ▽ 被災地域における雇用拡大、創業等に係る融資の拡充
〔予算〕（補正）／〔財投〕（補正）
- 被災中小企業に対するリース料支援（補正）
- △ 債権買取り等を行う「産業復興機構（仮称）」の設立・運営
- 二重ローン問題の総合的相談窓口として「産業復興相談センター（仮称）」の相談体制の強化（補正）
- 中小企業の資金繰り支援 【当初：復興枠】

＜中堅・大企業向け支援＞

- ▽ 震災対応の危機対応融資等の拡充
〔予算〕【当初：復興枠】、（※財務省と連携）／〔財投〕（※財務省と連携）
- 民間資金・ノウハウを活用した出資制度の創設（補正）
- 震災対応型資本性劣後ローンの実施（補正）、【当初：復興枠】

2. 被災中小企業等の再建・復旧支援

震災により事業再開が困難な被災事業者等に対して、中小企業等のグループ施設・設備の復旧、仮設工場・仮設店舗等の設置、専門家派遣等による支援を行う。

- 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業（グループ補助金）⁶
（補正）、500.0億円（新規）【復興枠】
- 中小企業基盤整備機構を通じた仮設工場・仮設店舗等の整備（補正）
- 被災中小企業復興支援事業 500.0億円（新規）【復興枠】
- 復旧・復興のための中小企業経営支援（専門家派遣、IT活用支援等）（補正）
- 仮設住宅入居者の買い物環境の整備 9.0億円（新規）【復興枠】

3. 東北発の新たな成長を実現するための活動拠点整備

6 複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧に対して補助。なお、被災地の復興状況、地元ニーズ等の推移を見極めつつ、必要となる財政規模について更に精査を進める。

再生可能エネルギーなどの成長分野や、医薬品・医療機器開発、材料工学など東北地域が強みを有している分野を中心に、足下の産業復興・雇用創出と、中長期的な課題解決のための取組を両立するプロジェクトを実施することで、東北地域における新産業と雇用の創出と、日本経済を牽引する新たな成長の実現を図る。その際、３次補正に加え、復興基本法／復興特区法の活用を図る。

（１）福島県等における再生可能エネルギー研究開発拠点の整備

東北地域において、地元大学、産業技術総合研究所、公設試験機関、地場企業等が連携し、最先端の太陽光発電、スマートコミュニティ、浮体洋上風力発電等の技術開発・実証を行うための研究開発拠点の整備等を推進する。

○ 福島県等における再生可能エネルギー研究開発拠点の整備 (補正)

（２）福島における医療産業拠点の構築

医療機器や医薬品など医療関連産業に強みを有する福島県において、医薬品・医療機器、医療・介護ロボットなどの開発・実証を推進するとともに、国内外の患者を受け入れるための世界最先端の国際医療サービス拠点を構築する。

○ 福島創薬産業創出事業 (補正)

○ 福島県における先端医療機器開発・実証プロジェクト (補正)

（３）「仙台マテリアルバレー（仮称）」の構築

材料分野において強みを有する東北大学を中心に、産業技術総合研究所、公設試験研究機関、産業界等の新たな産学官連携のオープンイノベーション拠点として、「仙台マテリアルバレー（仮称）」を構築する。同拠点において、様々な製品の機能・性能を格段に向上させる、最先端材料等に関し、世界トップレベルの研究開発と産業化を行う。

○ 東北地方における新たな産学官連携の枠組みの構築 (補正)

（４）「東北・ＩＴ融合コンソーシアム拠点（仮称）」の整備

ＩＴ・エレクトロニクス分野に強みを有する東北地方を中心に、海外企業等との連携も活用し、ＩＴ融合分野を中心に東北復興、さらには、日本復興につながる新産業創出のため「東北・ＩＴ融合コンソーシアム（仮称）」を整備する。同拠点において、インフラ制御システムのサイバーセキュリティやＩＴ融合の重点分野（後述）に関して事業化を見据えた研究開発を行う。

○ ＩＴ融合による新産業創出のための研究開発事業 (補正)

（５）福島県におけるイノベーション創出拠点等の整備

福島県の速やかな復興再生を果たし、将来に向けた新事業・新産業を生み出すイノベーション創出拠点の構築を支援するなど、福島県への雇用創出や更なる企業の集積を図るため、企業立地や新たな施設・設備投資等を強力に促進する。

○ 「がんばろふくしま産業復興企業立地基金（仮称）」の創設 (補正)

- 福島復興工業団地造成等支援事業 【当初：復興枠】
- 被災地域のイノベーションを創出するための産学官連携による共同研究体の実証研究
への支援 (補正)

第2章 これまでのエネルギー政策を反省し、聖域なく見直す。企業や国民の信頼を取り戻す。

1. 電力供給不足への対応とエネルギーの有効利用

原子力発電所の再稼働が実現しない場合、来夏にはピーク時において約1割弱の電力不足が生ずるリスクがある。このため、「当面のエネルギー需給安定策」⁷を踏まえ、我が国経済の大きな制約要因となっている電力供給不足のリスクを最小化する。

さらに、スマートグリッド⁸による需給制御システムを基礎に、省エネルギー、再生可能エネルギー、蓄エネルギー、未利用熱等を最大限活用し、地域レベルで最適なエネルギーマネジメントを行う「スマートコミュニティ」を推進する。

1. 電力供給不足への対応

需要家の立場に立ち、経済や生活への影響を最小化しつつ、省エネルギー対策の一層の推進を図るとともに、ピークシフト・節電対策（蓄エネルギー含む）など、需要構造の改革を促す対策を徹底する。

供給力強化については、火力発電の柔軟な運用を図るとともに、費用対効果に留意しつつ、自家発電やガス利用の拡大など、活用余地のあるエネルギー源の供給能力の強化を中心に支援を行う。

こうした対応により、今冬・来夏において、国民生活及び経済活動に支障を生じる節電の実施を最大限回避する。

また、中長期的な電力需給構造の改革に向けて、再生可能エネルギーの大幅導入拡大を図る。

（1）電力供給不足への対応（需要対策）

① ピークシフト・節電対策

家庭や中小企業等の節電を促進するため、大胆な支援等（「節電エコ補助金（仮称）」）により、BEMS⁹・HEMS¹⁰、蓄電池、家庭用太陽光発電、燃料電池、高効率空調・給湯・照明・断熱設備の大幅導入を図る。また、需給の状況に対応する形のデマンドレスポンス型の総合的なエネルギー利用を促進するため、柔軟な電気料金メニューやスマ

7 エネルギー・環境会議決定（平成23年7月29日）。

8 再生可能エネルギーの大量導入の中、エネルギー供給源の出力変動に適切に対応し、エネルギー利用の効率化を実現するために、情報通信技術を活用して、家電や電気自動車などの需要を変動させることで効率的に需給バランスをとり、電力の安定供給を実現するための電力送配電網のこと。

9 Building Energy Management System の略で、ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムのこと。

10 Home Energy Management System の略で、住宅内のエネルギー消費機器をネットワークで接続し、稼働状況やエネルギー消費状況の監視、遠隔操作や自動制御など、家庭におけるエネルギー管理を支援するシステムのこと。

ートメーターの導入など、供給側のインフラ整備を促す。さらに、こうしたピークシフト・節電の取組を促進するため、需要家・供給事業者それぞれに対する法制的対応も含めて検討を行う。

② 省エネルギー対策の一層の推進

生活の快適さや経済成長と両立する、持続可能な省エネルギーの実現に向け、省エネルギー設備・機器の導入支援、省エネルギー技術開発（後掲）、エネルギー消費量が増加傾向にある民生部門における対策の強化など、法制的措置の検討も含め、省エネルギー対策を一層推進する。これにより、現行のエネルギー基本計画に定める工程の前倒しによる達成を目指す。

＜「節電エコ補助金（仮称）」による節電支援＞

- エネルギー管理システム（BEMS・HEMS）導入支援（補正）
- 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援（補正）
- 住宅用太陽光発電導入支援（補正）
- 民生用燃料電池（エネファーム）導入支援事業（補正）
- ビル等の建築物における空調・給湯、照明設備等の効率化（節電改修）支援（補正）
- 高効率ガス空調設備導入促進事業（補正）、【当初：復興枠】

＜ピークシフト・節電を進めるための法制的措置を含めた対応＞

- ☆ 省エネルギー・再生可能エネルギー・蓄エネルギーなどを組み合わせた総合的なエネルギー利用を促進するため、需要家・供給事業者それぞれに対する法制的措置を検討
- △ スマートメーターを用いた柔軟な電気料金メニューの導入促進（ピークロード・プライシング）
- △ 電気事業者による家庭等へのスマートメーターの導入（今後５年以内に総需要の８割をスマートメーター化）
- △ スマートメーターとHEMS・BEMS等との情報連携等のための標準化促進
- 蓄電池を搭載する電気自動車の導入促進を通じたピークシフトへの貢献（後掲）

＜省エネルギーを一層進めるための法制的措置を含めた対応＞

- ☆ 民生部門の省エネルギー対策の強化に関し、法制的措置を含めて検討
- 中小企業等による省エネルギー設備投資支援 346.0億円（446.0億円）
- 住宅・建築物の省エネルギー化支援 140.0億円（新規）

（２）再生可能エネルギーの導入・電力供給不足への対応（供給対策）

当面の供給力不足に対し、費用対効果に留意しつつ、電力会社による火力発電の柔軟な運用に加え、事業者や家庭が有する自家発電やガス利用の拡大を図る。

再生可能エネルギーについて、当面の発電能力強化に加え、中長期的な電力需給構造を改革する観点から、再生可能エネルギー固定価格買取制度、設備導入支援、規制の見直し等を組み合わせ、抜本的に電力供給力の拡大を図る。

その際、太陽光発電など、コストや効率性の改善が導入拡大につながるものについては、集中的に研究開発を行うとともに、併せて、洋上風力発電など、潜在的な可能性は有するものの、技術的な課題が残る技術については、実証事業・技術開発を継続する（後掲）。こうした取組などにより、現行のエネルギー基本計画（２０２０年代までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を２０％まで拡大）を上回る実績をあげることを目指す。

＜火力発電による電力供給力の拡大＞

- △ 使用中の火力発電の柔軟な運用、火力発電の立ち上げ

○ 火力発電の高効率化	36.1億円(11.0億円)
<自家発電の利用拡大>	
○ 自家発電設備導入促進事業	(補正)、【当初：復興枠】
<再生可能エネルギー、ガス等の利用の拡大等>	
◇ 再生可能エネルギー固定価格量買取制度を活用した再生可能エネルギーの導入拡大	
◇ 再生可能エネルギーの利用拡大に向けた規制改革の推進（電力系統利用ルールの見直し等）	
○ 再生可能エネルギー技術の実証・研究開発（後掲）	
○ 系統安定化対策	24.4億円(12.4億円)
○ ガスコージェネレーションの導入促進	38.0億円(20.3億円)

2. エネルギーの有効利用の促進（「スマートコミュニティ」の構築・普及）

地域単位で最適なエネルギーマネジメントを行うスマートコミュニティの確立に向け、実証事業を通じて課題の洗い出しを行うとともに、阻害要因となっている課題の解決等を行い、その普及拡大を支援する。

また、インフラ・システム輸出関連の施策とも連携し、省エネルギーや再生可能エネルギーに関する取組の海外展開に加え、約650社からなる官民連携組織「スマートコミュニティ・アライアンス」を核としたスマートコミュニティの海外展開を支援する。さらに、国内外で獲得した知見・ノウハウ等を相互に連動させ、我が国の新たなエネルギー関連産業群として確立する。（後掲）

☆ 省エネルギー・再生可能エネルギー・蓄エネルギーなどを組み合わせた総合的なエネルギー利用を促進するため、需要家・供給事業者それぞれに対する法制的措置を検討（再掲）	
○ 国内4地域をはじめとするスマートコミュニティの実証など普及促進事業	156.8億円(184.0億円)
○ 政府間合意等に基づき、スマートコミュニティ等に係る技術・システムの海外実証事業を推進	204.0億円(190.0億円)

2. 原子力政策の見直しと電力システム改革

原子力安全について、保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から独立させることに加え、過去の「安全神話」から決別した、新しい安全規制・体制が構築されるよう、経済産業省として、新組織立ち上げや制度改革に全面的な貢献を行う。また、核燃料サイクル政策を含め、原子力政策について予断なく検証する。

さらに、安定供給、環境適合、経済性を兼ね備えた電力需給構造を実現すべく、電力システムの抜本的な見直しを行う。

1. 原子力政策の見直し

国民から信頼される原子力安全体制の再構築に向けて、「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」¹¹に沿って、原子力安全規制・組織の抜本的な強化・見直しを行う。また、防災体制の強化を図るとともに、原子力発電所の安全性向上のための技術開発支援を進める。

さらに、今般の震災の教訓として我が国が得た原子力安全に係る経験や知見に基づき、原子力安全に関する国際会議を国際原子力機関（IAEA）と共催で開催することや同機関等の国際機関との連携強化、二国間の技術協力などにより、世界の原子力安全の向上に貢献する。

また、核燃料サイクル政策を含め、原子力政策について予断なく検証する。

これまで進められてきた各国との原子力協力については、外交交渉の積み重ねや培ってきた国家間の信頼を損なうことのないよう留意し、進めていく。

☆◎ 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、環境省にその外局として、「原子力安全庁（仮称）」を設置

☆ IAEAへの報告書等を踏まえた平時の原子力安全規制の抜本的見直し

☆ 原子力災害への対応体制の抜本的見直し

○ 原子力立地地域等に対する支援 1 2 3 3. 4 億円（1 3 0 0. 5 億円）

○ 全国のおフサイトセンターの補強事業 (補正)

○ 自治体と連携した原子力防災体制の整備強化 9 4. 9 億円（新規）

○ 地震・津波災害に伴う複合地質リスク評価に関する調査の実施 (補正)

○ 東南海・南海地震予測のための地下水等総合観測調査 (補正)

○ 既存原子力発電所の安全対策高度化に資する技術開発 5 9. 8 億円（新規）

○ 原子力安全に関する国際会議をIAEAと共催で我が国において開催
3. 6 億円（新規）

○ 我が国の技術や経験を活かした、世界の原子力安全への貢献
3. 5 億円（3. 2 億円）

△ 核燃料サイクル政策を含め、原子力政策について予断なく検証

2. 新しい電力システムの構築に向けた改革

震災や事故に対して強靱な電力供給体制を確立するため、供給計画に関する国の関与強化、地域間連系線の増強等により、広域連系・融通体制の強化を図る。

また、電力コストの増加に対処するため、一般電気事業者だけでなく、独立系発電事業（IPP）¹²や新規参入の小売事業者（PPS）¹³といった多様な供給主体の参加を促し、また、自家発電やコジェネレーションシステムなどを円滑に活用できるよう、必要な措置を講ずる。

さらに、今後の原子力発電の利用のあり方やエネルギーのベストミックスの議

11 閣議決定（平成23年8月15日）。

12 Independent Power Producer の略で、1995年の電気事業法改正で、一般事業者が電力会社へ電力の卸供給を行うことが可能となった。

13 Power Producer and Supplier の略で、契約電力が50KW以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業のこと。

論などを踏まえて、発送電分離等を含め、効率的・効果的な電力供給体制を構築するために必要な対策を検討していく。

(1) 広域連系・融通体制の強化

広域連系・融通体制の強化を図るため、電力会社の供給計画に対する国の関与の強化等を行うことを検討する。

また、電力会社が周波数変換装置¹⁴の増設を含む地域間連系線の増強を検討し、非常時対応能力の強化を図ることへの支援を行う。

- △ 供給計画に対する国による関与の強化を検討
- △ 電力会社による周波数変換装置の増設と、地域間連系線の増強に向けたプランの策定・実施

(2) 多様な供給主体による需給バランスの確保と効率的な供給の実現

I P P、P P S、自家発電・コジェネレーションシステムなど多様な供給主体の参加を促し、競争の促進を通じたコスト低下を図る観点から、発送電分離、小売自由化の範囲や総括原価方式による料金制度のあり方などについて、電力システム全体にわたる抜本的な見直しを行う。

- △ 託送ルール制度の見直しなど多様な供給主体による需給バランスの確保と効率的な供給を実現するための電力システム改革のあり方を検討
- ◇ I P Pなどの卸供給の余剰電力の活用を検討
- ◇ 発送電分離、小売自由化範囲見直し、料金制度を含む電力システム全般の見直し

3. 資源・エネルギー安定供給の抜本的強化

今般の大震災により、石油・ガスの供給網の寸断や、地域間の電力融通の不便さなど、災害時等における我が国のエネルギー供給体制の脆弱性が顕わになった。このため、安定的にエネルギーが供給される国内供給体制を再構築するとともに、国内にとどまらず、アジア大でも強靱なエネルギー需給構造を構築し、我が国の資源・エネルギー供給体制の強靱化を図る。

また、エネルギー需要の9割超を輸入に頼る我が国にとって、海外からのエネルギーの安定的供給の確保は不可欠である。特に、震災後、火力発電による電力供給の拡大により、天然ガス等の需要が増大しており、天然ガスをはじめとするエネルギーの安定供給の確保は一層重要となっている。新興国のエネルギー需要の増大やエネルギー価格の構造的な上昇により、資源獲得競争が激化している中、エネルギーの安定供給を確保するため、円高メリットも活用し、我が国企業による上流権益の獲得を強力に支援する。

14 周波数の異なる2つの交流系統の連系を目的とした変換装置のこと。日本の場合、電気の周波数は静岡県富士川を境に東日本では50Hz、西日本では60Hzとなっている。

世界的に深刻な需給逼迫状態にあるレアアース¹⁵などについては、海外資源確保の強化、代替材料開発等に加え、リサイクルにより安定的な国内資源循環サイクルを構築する。

1. 国内エネルギーの供給網の再構築と強靱化

まず、震災により崩壊・毀損した石油・ガスの供給網の早期復旧を行う。
その上で、大震災の再来等に備えて、緊急時における、石油・ガス・電力などのエネルギー供給網の強靱化を図る。

(1) 被災地域の石油・ガス供給網の再構築

ガスターミナル、LNG基地、SS（サービスステーション）など、震災により崩壊・毀損した石油・ガス供給網の早期復旧を行う。

○▽ 震災により崩壊・毀損したSS、LNG基地、石油ガス基地等の早期復旧
〔予算〕（補正）／〔財投〕115.0億円（新規）

(2) 災害時等におけるエネルギー安定供給体制の維持・強靱化

環境保全対策、過疎地対策等にも配慮しつつ、石油製品流通網を維持した上で、災害時に被災地等への石油・ガスの迅速な供給を確保するため、拠点石油基地や拠点SS等を整備し、災害時における供給体制を強化するとともに災害対応を含む石油備蓄制度の更なる強化を進める。

また、周波数変換装置の増設を含む地域間連系線の増強を検討し、非常時対応能力の強化を図ることへの支援を行う。（再掲）

○ 災害の再来に備えた石油製品・石油ガスの供給体制の強化
（補正）、189.0億円（新規）
☆ 災害時における石油の供給体制整備に関し、法制的措置を含めて検討
○ 災害に強く、安定供給を支えるためのガスパイプライン等のインフラのあり方について調査・分析
（補正）

2. アジア大でのエネルギー安定供給体制の構築

今後、爆発的な増大が見込まれるアジアのエネルギー需要には、アジア大での共同した取組が必要である。このため、エネルギー消費の高度化とともに、緊急時も含めエネルギーの安定供給を確保するためのアジア大での国際連携体制を整備する。

具体的には、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）¹⁶を中核に、

15 31 鉱物あるレアメタルの一種で、ジスプロシウム、セリウムなど17種類の元素（希土類）の総称。世界の産出量の約96%を占める中国からの輸出が減少しており、世界的な需給バランスの逼迫が懸念されている。

16 Economic Research Institute for ASEAN and East Asia の略で、東アジアの経済統合に資する政

東アジアにおけるエネルギー需給見通しの策定、電力基盤整備、緊急時対応メカニズムのためのマスタープランの策定、低炭素モデル都市の展開等を推進する。

- E R I Aを中心にアジア大の国際連携体制の強化 7. 1億円（0. 9億円）
- △ E A Sの枠組みにおいてE R I Aを中核機関に位置付け、アジアのエネルギー問題をリード
- △ A P E Cの枠組みを活用したアジア地域の省エネルギー・低炭素化の推進

3. 上流権益の獲得の強化等

アジアを中心とする世界的な資源需要の増大や、資源価格の構造的な上昇を踏まえ、資源獲得に向けた取組を抜本的に強化する必要がある。特に、火力発電による電力供給の拡大により、天然ガス等の需要が増大していることを踏まえ、円高メリットも活用しつつ、我が国企業による上流権益の獲得を強力に支援する。また、価格が急激に高騰しているレアメタル・レアアースについても、これまで以上に安定供給の強化を図る。

具体的には、①インフラ整備等とのパッケージ化、②リスクマネー供給の強化、③開発実施体制の強化により海外資源確保の抜本的強化を図る。

さらに、我が国にとって最も安定的なエネルギー供給源である国内資源の開発に向けて、調査・研究開発を推進する。

（１）インフラ整備等とのパッケージ化

資源国ニーズ・発展段階に応じて、資源国への人材育成、制度整備支援、産業振興、インフラ／システム輸出等と総合パッケージ化し、長期的な視野で戦略的に資源確保・権益交渉を推進する。その際、政府間だけでなく、経済団体による民間交流も含め、官民一体となった取組を推進する。

- △ 「日アラブ経済フォーラム」等のマルチ会合を活用した官民対話の推進
- △ 重点国とのバイの協力フレームワークの拡充、ハイレベル外交の強化
- 産油国のニーズに対応した協力事業の実施や産油国に対する我が国企業の投資促進等を通じて産油国との関係を強化し、エネルギーの安定供給を確保 25. 0億円（新規）
- ハイパースペクトルセンサ等を用いた外国政府への資源探査支援による権益獲得 20. 0億円（21. 7億円）

（２）リスクマネー供給の強化

石油天然ガス・金属鉱物資源機構（J O G M E C）によるリスクマネーの供給力を抜本的に強化することを検討するとともに、公的金融支援を強化・拡充し、資源確保のためのファイナンス機能の強化を目指す。

- ☆▽ J O G M E Cによる、天然ガス・金属鉱物に関する開発段階、石炭・地熱資源に関

策研究や統計資料の整備など、東アジア地域の課題分析、政策の立案及び提言を行う国際的研究機関のこと。

する探鉱・開発段階に対する出資拡大等を検討

〔財投〕 946.7億円（121.0億円）

○ JOGMECによる出資によるレアアース等鉱山の資産買収出資 (補正)

○ 天然ガス等に係る探鉱・資産買収等への出資

(補正)、529.5億円（85.0億円）

（３）開発実施体制の強化

自動車・家電・カメラメーカー等のユーザー企業の主体的参加、案件に応じた柔軟な国際連携、探鉱リスク等が特に高い案件に係る JOGMEC の主体的探鉱など、資源確保の担い手（開発主体）を拡大・拡充することを目指す。また、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の石炭資源開発業務等を JOGMEC へ移管し、「資源開発の総合機関」として機能強化を図ることを目指す。

△ ユーザー企業の主体的参加促進

☆ JOGMEC による主体的探鉱の実施を検討

☆ NEDO 石炭資源開発業務等の JOGMEC への移管を検討

（４）国内資源の開発に向けた調査・研究開発の実施

我が国にとって最も安定的なエネルギー供給源である我が国周辺海域に存在する石油・天然ガスの開発に向けて、探査船「資源」による探査、有望海域のボーリング調査、メタンハイドレート生産技術の研究開発などを推進する。併せて、海底熱水鉱床やコバルトリッチクラストなど海洋鉱物資源の商業化に向けた取組を一層強化する。また、世界有数の資源を有しながら、未だ開発が十分に進んでいない、地熱資源について、JOGMEC の有する資源開発のノウハウを活用しながら、一層推進する。

○ 国内石油天然ガス基礎調査 161.7億円（161.4億円）

○ メタンハイドレート開発促進事業 153.2億円（89.3億円）

○ 海洋鉱物資源調査事業 6.5億円（6.5億円）

○ 深海底資源基礎調査事業 38.2億円（6.6億円）

○ 地熱資源開発促進調査 102.5億円（新規）

4. レアメタル・レアアースの安定供給体制の構築

レアメタルやレアアースなど、資源が偏在している鉱物については、特定の国に調達先を過度に依存することは極めて危険である。このため、一層の海外資源確保に努めるとともに、レアメタル・レアアースユーザー企業等に対する代替材料の開発支援や加工・生産設備導入支援、リサイクルの推進、備蓄などについて一層取り組む。また、サプライチェーン全体での価格吸収や必要不可欠な用途先の限定も行いながら、各々の進捗状況や経済合理性などに配慮しつつ、鉱種ごとに最適な対策を講じる。

<レアアース輸入量確保>

○ JOGMEC に対する出資によるレアアース等鉱山の資産買収（再掲）

○ レアアース等鉱床の探査を通じた資源確保の推進 22.9億円（20.9億円）

<代替材料開発>

○ 希少金属代替材料開発プロジェクト	8. 2億円（7. 4億円）
○ 次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料技術開発	40. 0億円（新規）
○ レアアース等使用量削減・代替技術開発	（補正）
<リサイクルの推進>	
△ 「レアメタルリサイクルのアクションプラン（仮称）」の策定	
○ レアメタルリサイクルに係る技術開発・実証事業	2. 4億円（新規）
<備蓄強化>	
○ 希少金属備蓄対策事業	4. 8億円（4. 2億円）
<用途先の限定>	
△ レアアースの必要な用途先の限定により、レアアース使用量低減を促進するための企業への働きかけを検討	

4. エネルギーの新たなベストミックスの実現

現在の「エネルギー基本計画」の抜本的見直しに着手するとともに、短期・中期・長期の「時間軸」を考慮したエネルギーの新たなベストミックスを打ち出す。その際、コストやCO₂排出量等を含めた複数のシナリオを提示し、それぞれのメリット・デメリットを検証しながら、ベストミックスのあり方の検討を行う。

短期的（1～3年）には、被災地の「復旧・復興」と「日本経済の再生」を支えるため、安定供給重視の政策を展開する。

中期的（3～10年）には、「持続的成長」の実現に向け、安定供給を前提に、経済性と環境性のバランスの確保を図る。

長期的（10～20年）には、技術革新の成果を踏まえた世界最強のエネルギー需給構造を実現する。

- △ 「エネルギー基本計画」の抜本見直しに向け、総合資源エネルギー調査会において議論を開始
- △ エネルギー・環境会議を中心に、「安全性」「安定供給」「経済効率性」「環境適合」のバランスの確保を図りつつ、今後の経済成長を牽引する「革新的エネルギー・環境戦略」の基本的方針を年末日途に策定
- △ 来年の夏を目途に、エネルギー・環境会議において、新たなベストミックス（新エネルギー基本計画）などからなる「革新的エネルギー・環境戦略」を策定

第3章 急激な円高、空洞化に立ち向かい、日本経済の課題の解決に取り組む

1. 重要技術・産業の流出の防止

現下の超円高や電力需給問題による急速な産業の空洞化に緊急的に対処するため、サプライチェーンの中核となる代替が効かない部品・素材分野など日本経済や我が国の雇用を支える重要技術・産業の生産・研究開発拠点について国内立地を促進する。同時に、地域経済を支える中小企業の設備投資を支援する。

- 大企業や中小企業の国内立地補助事業 (補正)、【当初：復興枠】
- 革新的低炭素技術集約産業の国内立地の推進 100.0億円(71.4億円)

2. 国内事業環境の国際的イコールフットィングの実現

震災により一層低下した我が国の立地競争力の強化を図るべく、従前からの課題である、円高問題、国際的に高い法人実効税率、新興国の低賃金、地球温暖化問題、TPP等の経済連携の遅れ(後掲)といった「5重苦」に対応する施策を一層推進するとともに、今般の大震災を機に、我が国の事業環境を更に悪化させる要因となった、電力供給不足・電力コスト増大(再掲)、サプライチェーンの脆弱性などに対して迅速かつ大胆に対策を講ずる。

(1) 法人実効税率引下げなど税制の国際的イコールフットィングの実現

我が国の立地競争力を強化するため、法人実効税率の引下げの早期実現を図る。

また、諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る。

さらに、地方における設備投資促進や企業の事務負担低減などの観点から、国際的に稀な制度である償却資産に対する固定資産税などの地方法人課税について、地方税財政改革の議論の中での見直しを働きかける。

- ☐ 法人実効税率の引下げ
- ☐ 原料用途免税の本則化・恒久化
- ☐ 償却資産に対する固定資産税等の見直し

(2) 国内自動車市場などの活性化

車体課税の見直しによる国内の自動車市場の活性化などを進めることにより、企業立地の基礎となる国内市場の活性化の推進を通じた産業の空洞化の回避を図る。

- ☐ 車体課税の見直し

(3) アジア拠点化の推進

「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（「アジア拠点化推進法案」）」の早期成立を目指す。その上で、年内に「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」を策定し、①法人税負担軽減、立地補助金、特区制度の活用、入国管理制度の見直し等のインセンティブ強化による企業誘致の実施、②世界水準の事業環境の整備、③外国人が住みやすい生活環境の整備などをパッケージとして打ち出す。

こうした施策の実施により、年間30社以上の高付加価値拠点の誘致、外資系企業による雇用者数の倍増（2020年までに75万人→200万人）を目指す。

- ☆ 「アジア拠点化推進法案」の早期成立
- △ 「アジア拠点化・対内投資促進プログラム（仮称）」の策定

① 戦略的な企業誘致策の実施（インセンティブ措置の整備）

法人税負担軽減や投資・入国手続きの迅速化等を盛り込んだ「アジア拠点化推進法案」、立地補助金、「アジア拠点化特区（仮称）」を活用した重点支援（2012年までに3地域を目標）、「ポイント制」を活用した高度外国人材の受入推進など、国、JETRO、自治体が連携し、オールジャパンで外国企業の誘致政策を展開する。

- アジア拠点化立地推進事業 5.7億円（5.9億円）
- ◇ 「アジア拠点化特区（仮称）」の実現
- ◇ 「ポイント制」の活用等による出入国管理制度上の優遇措置の付与（永住権、配偶者の就労等）
- △ 外国人が起業する際の開業準備から会社設立・営業活動の実施までを包摂した在留資格の創設に向けた調査の実施

② 事業環境の整備

外国企業が我が国において事業を開始するに当たって、「市場の閉鎖性・特殊性」「規制・許認可の厳しさ」「行政手続の複雑さ」といった課題がビジネス上の阻害要因として挙げられている。このため、引き続き規制緩和を進めるとともに、外国人投資家に関するワンストップサービス機能の強化や国際ビジネスに対応した英語対応の徹底など、外国企業が我が国において円滑に事業を実施できる環境を整備する。

- △ JETROによるワンストップサービス機能の強化・拡充（各省にまたがった対日直接投資総合案内窓口をJETROに一元化、外国人投資に関する各種行政手続きの代行等）
- △ 行政手続の英語での申請処理、政策情報の英語発信の徹底

③ 生活環境の整備

震災後、家族の反対により日本への赴任そのものを断念せざるを得ない高度人材も出始めている。このため、高度外国人材のみならず、随伴する家族にとっても安心して生活することができる環境を整備するため、インターナショナル・スクールの増設や母国語で診療が受けられる体制整備、住居関連の支援などを進める。

- ◇ インターナショナル・スクールに関する設置認可要件の弾力化
- △ 外国人が安心して医療が受けられる環境の整備
- △ 国際医療コーディネーターの育成支援等
- △ 自治体における日常生活上の手続窓口のワンストップ対応・英語対応の促進

（４）地球温暖化への対応

今後、原子力発電による国内のCO₂の大幅削減が見込まれない中で、省エネルギー・新エネルギー対策（再掲）、国内クレジット制度¹⁷の利用拡大など、きめ細やかな国内対策と所要の財源確保に取り組むとともに、震災の影響やエネルギー政策の見直し等を踏まえつつ、地球温暖化対策の見直しを行う。

また、今後の温暖化交渉に当たっては、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を目指し、COP17・18などの場で粘り強く交渉に取り組んでいくとともに、我が国の優れた環境技術・製品の海外展開（後掲）により地球規模での温暖化対策に貢献する。

- △ オフセット、カーボンフットプリント、CSR等を活用した国内クレジット制度の利用拡大等 29.6億円（10.1億円）
- △ 産業界の低炭素社会実行計画の策定推進
- エネルギー起源CO₂排出抑制対策を強化するための「地球温暖化対策のための税」の早期実現
- △ エネルギー政策の見直し等を踏まえた地球温暖化対策の見直し
- △ 全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を目指したCOP17・18に向けた交渉

（５）国内サプライチェーンの強靱化

川上・川下産業の連携を強化し、効率性とリスク対応力を兼ね備えた強靱なサプライチェーンを構築する。また、サプライチェーンの強靱化には、安定的な産業活動の環境整備が必要不可欠である。このため、産業保安の確保を更に充実させるべく、産業保安行政のあり方について検討する。

- △ 事業継続計画（BCP）¹⁸の策定支援
- △ バランスのとれた仕様・部品の整理・共通化
- △ 緊急時の共同行為に関連する独禁法上の留意点の整理
- サプライチェーンの可視化による高度な流通・物流システムの構築（補正）、10.2億円（新規）【復興枠】
- ◎ 産業保安行政の在り方を検討

3. 大市場国との経済連携の強化

国内市場が縮小する中、我が国が持続的な成長を実現するためには、旺盛な海外需要を取り込むことが不可欠である。しかし、震災の影響も相まって、企業の更なる海外流出が懸念され、我が国が世界経済の成長から取り残されるおそれが

17 大企業等による技術・資金等の提供を通じて、中小企業等が行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成等のために活用できる制度のこと。

18 Business Continuity Plan の略で、事業が存続できなくなるリスクを事前に分析・想定し、継続に必要な最低限の業務や、復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画のこと。

高まっている。このため、日本経済の再生に向け、大市場国との経済連携に向けた取組を強化する必要がある。

E Uとの経済統合協定（E I A）は、欧州市場において既にF T Aを締結している韓国企業等に対する我が国企業の競争劣位を解消することに加え、先端分野での規制・標準等のルールメイキングや産業協力を通じて、我が国経済構造の改革を後押しする潜在力を秘めている。

また、日中韓F T Aや東アジア包括的経済連携（C E P E A）は、日本と成長著しい東アジア地域との経済関係を深化させ、我が国のグローバルサプライチェーン強化の基盤となることが期待されており、こうした機運を着実に捉えていくことが、世界に開かれた経済成長実現の要諦である。

さらに、環太平洋パートナーシップ協定（T P P）は、関税削減、規制調和やサプライチェーンの効率化等を通じ、アジア太平洋に切れ目のない21世紀型のビジネス環境を創出する試みである。

このため、「包括的経済連携に関する基本方針」¹⁹の考えを堅持しつつ、高いレベルの経済連携に必要な競争力強化等の抜本的な国内改革に取り組み、E I A、日中韓F T A等をはじめ、「絆としての経済連携」を推進していく。T P P交渉参加については、できるだけ早期に判断する。

<E I A>

交渉の大枠を定めるためのスコーピング作業を着実に実施し、2011年11月のG20首脳会議のタイミングを視野に入れつつ、正式交渉入りを目指す。

<日中韓F T A>

産学官共同研究を本年中に終了させ、その後フォローアップを行うべく、同研究を加速化し、明年の日中韓サミットでの交渉開始合意を目指す。

<C E P E A>

A S E A Nの経済統合に影響力のあるE R I Aを戦略的に活用しつつ、2011年11月の東アジアサミットにおいて貿易投資の自由化についての検討を進めるための作業部会設置を目指すとともに、交渉開始を可及的速やかに実現する。

<T P P>

T P P交渉参加の早期判断に向けて、情報収集、地方を含めた国民への正確な情報提供、ルール面を含めた我が国産業にとっての意義などについて検討を行う。

4. 経済成長と両立する税・社会保障制度の構築

社会保障をはじめとする我が国の経済社会システムは、多くの現役世代が少ない高齢者を支えることを前提に形成されてきた。このままでは、将来世代や現役世代の負担が過度に重くなって将来に向けた投資等が減少し、経済活力も社会保障も維持できなくなるおそれがある。

19 閣議決定（平成22年11月9日）。

このため、経済成長と社会保障の好循環を実現し、少子高齢化の中でも活力ある経済社会を形成するため、社会保障・税一体改革を着実に推進する。

△ 社会保障・税一体改革の着実な推進

△ 産業構造審議会において、社会保障・税一体改革が我が国経済・産業構造に与える影響について分析し、経済成長と両立する社会保障制度について検討

第4章 内需活性化、グローバル化、イノベーションによる新たな成長の実現

1. 内需拡大・世界に先駆けた新市場の創出

国内市場、グローバル市場を問わず、既存の産業やビジネスの構造が揺らぎ、付加価値の源泉に変化が生じている。こうした中で、既存の枠を越え、消費者の新たな需要を活性化する新たなビジネスモデル・新産業の創出が重要となっている。

政府として、新たな価値を生み出す企業や、ベンチャー・創業、海外の活力を取り込もうとする動きなどを強力に支援し、新たな成長を通じて停滞からの脱却を進める。

1. IT融合による「融合新産業」の創出

特定の事業分野・技術・市場への対応だけでは十分に競争力を確保できない時代が到来（市場の競争構造が変化）した。我が国として、要素技術の強さのみに頼らず、最初からグローバル展開することを前提とし、また、デジタル化・ネットワーク化による産業構造変化に機敏に対応できる、IT融合²⁰による新たなシステム産業（「融合新産業」）の創出を支援する。

このような新産業のうち、我が国が競争優位性を発揮できる重点6分野（※）において、グローバルレベルで「制御システム」「統合プラットフォーム」「社会システム」等のシステム領域を押さえる²¹ことを目指す。このために、「融合システム産業フォーラム（仮称）」の組成やシステム設計・開発の支援等によって、異業種・異分野の産学官が一体となって所要の対策を進める。

（※重点6分野）

日本が強みを持つ要素技術や個別製品・サービスをそれ単独ではなく、ITを触媒として制御ソフトウェア等と組み合わせてシステムを構築することで、パッケージ化

20 ITを媒介として、様々な異なる産業、企業等が結合し、新たな付加価値やビジネス、社会システムを生み出すこと。

21 システム領域を押さえることで、他者の魅力的な機器やコンテンツを提供するための基盤を押さえ、競争優位に立つことができる。

・「制御システム」：ITを活用して、機器の動作や情報の流れを制御するシステムのこと。例えば、再生可能エネルギーや蓄電池の導入等を前提としてコミュニティ単位で電力需給を制御するシステムなど。

・「統合プラットフォーム」：ITを活用して、情報やサービスを束ね、通信ネットワーク等を通じて幅広い者にそれらを提供するプラットフォームのこと。例えば、プラットフォームにおいて、エネルギー需給情報や交通情報等を統合して提供等することで、幅広い者がそれらを活用し、新サービスを提供することが出来る。

・「社会システム」：ITを活用して、社会の仕組みを支えるシステムのこと。例えば、電力、医療等の分野における制度・仕組みを支えるネットワークシステムなど。

した高付加価値ビジネスを展開する。まず、日本が要素技術等で強みを持つ以下の6分野で新規ビジネスを創出する。

- ①スマートコミュニティ、②スマートヘルスケア産業、③社会システムに組み込まれるロボット、④情報端末化する自動車と交通システム、⑤スマートアグリシステム、⑥コンテンツ・クリエイティブビジネス

(1) 「融合システム産業フォーラム（仮称）」の組成

融合新産業の創出に向け、多種多様なプレーヤーから構成される「融合システム産業フォーラム（仮称）」を組成し、異業種間連携を促進する。同フォーラムにおいて、社会システム像の抽出・整理、事業アーキテクチャの検討、必要な情報開示や関連規制の見直し等を行う。

△ 「融合システム産業フォーラム（仮称）」の組成

(2) 融合システムの設計・開発の支援

融合新産業の企業コンソーシアムがシステム全体のアーキテクチャを描き、関係企業を巻き込みながら必要な要素技術やコンテンツを集めて全体のシステム開発・実証を行う取組を支援するとともに、分野横断的な課題（ビッグデータのセキュリティなど）に関する開発・実証等を併せて行う。

- | | |
|--|--------------|
| ○ IT融合による新産業創出のための研究開発事業 | 15.0億円（新規） |
| ○ 融合新産業を支えるビッグデータ等の信頼性・安全性を向上するための基盤技術開発 | 7.7億円（7.4億円） |
| ○ プローブ情報 ²² の集約化・共通化の推進 | 5.0億円（1.7億円） |

(3) リスクマネー供給・中核企業形成支援

IT融合システムの事業化にあたっては、関係する企業が事業化の目標と情報を共有し、機動的かつ戦略的に事業構築する体制が不可欠であり、産業革新機構²³などによるリスクマネー供給を通じ、中核企業等の形成（①個別技術・システムをインテグレートする事業会社の共同設立、②他の企業の買収などを核としたコンソーシアム形成等）を支援する。

- ▽ 産業革新機構等によるリスクマネー供給
（補正）、100.0億円の内数（400.0億円の内数）
- △ 「コンテンツ海外展開新会社」による海外市場向け企画開発の推進

2. 新たなエネルギー産業群の振興

再生可能エネルギー・省エネルギー・スマートコミュニティについては、国内外でエネルギー・環境制約に対応する観点から積極的な取組が進められた結果、世界的に市場が拡大しており、こうした分野を支える産業群に今後大きなビジネ

22 車体に取り付けられたGPS等により収集された車の位置情報等のこと。

23 先端技術や特許の事業化を支援することなどを目的として、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき設立された官民出資の株式会社のこと。

チャンスがある。わが国はこうした分野について一定の強みを有してきたが、コスト競争等で劣後するケースも見受けられることから、今後、製造等に要するコストを引き下げつつ、技術を磨き、世界市場の動向を見据えて戦略的に国際競争力を維持・強化することが必要である。

具体的には、これまで我が国産業が強みを有していた部素材領域について競争力の維持・強化に努めるとともに、利益率が高いにもかかわらず海外企業に後塵を拝しているシステムインテグレータ領域においても市場への参入を加速すべく、競争力強化を図る。

このため、研究開発・実証への取組の支援はもとより、各国が国主導で国際標準化活動を本格化している状況に鑑み、我が国企業の戦略的かつ迅速な国際標準化への取組を進めるための包括的支援を実施する。また、風力発電や蓄電池、燃料電池といった分野は、我が国の得意とするものづくり力を発揮しやすい分野であり、ベンチャー・中小企業の参入促進を図る。

＜研究開発・実証＞

- 国内4地域をはじめとするスマートコミュニティの実証など普及促進事業（再掲）
- 政府間合意等に基づき、スマートコミュニティ等に係る技術・システムの海外実証事業の推進（再掲）
- 省エネルギー技術の実証・研究開発 128.0億円（109.9億円）
- 再生可能エネルギー技術の実証・研究開発等 280.6億円（163.6億円）
 - － 太陽光発電関連 126.8億円（80.4億円）
 - － 風力発電関連 75.1億円（45.1億円）
 - － 中小水力発電関連 32.7億円（12.3億円）
 - － バイオマスエネルギー関連 25.0億円（15.8億円）
 - － 海洋エネルギー関連 21.0億円（10.0億円）
- 蓄電池技術の実証・研究開発 95.0億円（74.8億円）
- 燃料電池技術の実証・研究開発 119.2億円（75.6億円）
- クリーンエネルギー自動車等導入促進 457.1億円（282.1億円）

＜国際標準化支援＞

- 新エネルギー等共通基盤整備促進事業 10.0億円（新規）

＜ベンチャー・中小企業の参入促進＞

- 新エネルギー技術革新・事業創出事業 20.0億円（16.0億円）

3. 成長型長寿産業の創出

少子高齢化を新たな成長の源泉につなげるため、医療・介護分野における「ライフ・イノベーション」の推進を通じた新たな産業の創出など、長寿社会における成長戦略を推進する。

特に、高齢化の進展等を背景に、医療関連産業は今後大きな成長が見込まれる分野である一方、我が国の公的保険財政は逼迫している。こうした中で、公的保険に依存しない健康関連サービスを新たな成長産業として創出し、雇用創出と地域経済の発展につなげる。また、成長著しい海外需要に応えることにより、医療関連産業の成長を実現する。

さらに、我が国のものづくり企業の高度な技術力を活かし、日本発の革新的な

医薬品、医療・福祉機器等を創出する。

こうした医療・介護分野における「ライフ・イノベーション」の推進により、全体として、2020年までに約50兆円の新規市場を創出する。

(1) 「世界で売れる」日本発の医療サービス・技術の開発・実用化と海外需要の獲得を推進

日本が世界をリードするものづくり技術、幹細胞技術を活かした最先端医療機器、再生医療の開発・実用化を推進する。また、医療サービス・機器・ITシステムが一体となった海外展開を推進するとともに、世界から患者を呼び込む医療サービスのための環境整備（ワンストップ化、海外情報発信等）を推進する。

○ 医療機器・サービス国際化推進事業	14.0億円（新規）
○ がん超早期診断・治療機器総合研究開発プロジェクト	11.0億円（6.8億円）
○ 次世代機能代替技術研究開発事業	5.5億円（4.3億円）
○ 医療機器等の開発・実用化促進のためのガイドライン策定事業	0.7億円（0.7億円）
○ 幹細胞実用化に向けた評価基盤技術開発プロジェクト	15.0億円（2.3億円）

(2) 持続可能な社会保障を支える産業の創出・成長

医療・介護の効率的な提供に資するテーラーメイド医療や早期診断技術生活支援ロボット等の開発・実用化を推進する。また、医療・介護機関と連携した公的保険外のサービスの創出・事業化と普及を促進する。

△ 医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出調査研究事業	
○ 地域ヘルスケア産業構築推進事業	（補正）、9.0億円（新規）
○ 生活支援ロボット実用化プロジェクト	13.0億円（11.5億円）

(3) 異業種・中小企業の医療分野への新規参入・創業・新事業創出を支援

ものづくりメーカーの医療分野への新規参入、バイオベンチャーの創業支援等のため、事業環境整備と併せて、中小企業と医療関係機関との共同研究・開発を支援する。

○ 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業費	25.0億円（10.0億円）
○ 医療機器等の開発・実用化促進のためのガイドライン策定事業（再掲）	

4. クール・ジャパン戦略の推進

今後、急速な人口増加と所得水準の向上が見込まれる中国・インドを重点国に設定し、クール・ジャパン戦略を重点的に推進するとともに、海外からの観光の誘致につなげる。

こうした取組と併せて、国内で常にクリエイションが生まれ続けられ、我が国の文化産業を持続的に発展させていくため、若手クリエイター人材育成や、国内外のクリエイターが有機的に連携できる場の整備や、制度整備などを実施する。

こうした取組等により、2020年に、世界の文化産業全体の市場規模のうち、

ファッション、コンテンツ、観光の分野で8～11兆円（現状は約2.3兆円）の獲得を目指す。

（１）中国・インド等への重点的戦略の展開

クリエイションの源泉である中小企業等が販路を持つ大手企業とコンソーシアムを組み海外に売り込むことを推進する。

具体的には、製品毎の特徴を踏まえ、①ブランド構築とマーケット浸透をセットで行うハイエンド製品（ヨーロッパ経由で中国・インド市場）、②成長著しい中国・インドなどの新興国市場に直接、浸透していくマス・マーケティング製品、③ターゲット国の規制等の事情により、現地への華僑、印僑等のネットワークを構築してから中国・インド本土へ展開していく製品（シンガポール経由で中国・インド市場）ごとに戦略を立て、中国・インド等の重点国への売り込みを進める。こうした取組を推進するため、政府間の枠組みを活用し、戦略重点国での事業環境整備等を促していく。

＜中国戦略＞

すまい分野でのクリエイターによるシンポジウムの開催やビジネスモデルの構築、日中映像交流事業（11月・北京、上海、東京）などを通じて、国際共同制作の推進、海賊版対策を行い、正規版流通を推進する。

＜インド戦略＞

デリー及びムンバイを重点戦略都市に設定し、インドの商工会や政府系組織とMOUを締結し、コンテンツの共同制作、ファッション・アパレルの相互交流、デザイン分野でのGマーク展の開催等を支援する。また、大使館、JETROによる現時でのビジネスサポート体制を強化する。

○ クリエイティブ産業海外展開推進事業

9.2億円（11.5億円）

（２）海外展開の足がかりとなる国際見本市等の開催

コンテンツ産業を中心とした中小企業等の海外展開を支援するための国際見本市「コ・フェスタ（JAPAN国際コンテンツフェスティバル）」を開催する。

また、韓国で開催される麗水（ヨス）国際博覧会を通じて、我が国の魅力を世界に発信する。

△ 「コ・フェスタ」の開催

○ 麗水（ヨス）国際博覧会（韓国）への日本からの出展（2012年5～8月）

9.9億円（9.4億円）

（３）国内でクリエイションが生まれる環境整備

有望な若手クリエイターへの活躍の機会の提供や、海外派遣によるプロデューサー人材の育成を行う。

また、現行の基準では就業可能な在留資格が付与されない外国人クリエイターに対して、在留資格取得要件を緩和するなど、就業可能な在留資格が付与できる制度を導入し、世界中からクリエイティブな人材の呼び込みを促進する。

△ 海外派遣によるプロデューサー人材育成

◇ クリエイティブ関連の在留資格の創設

5. 農業の産業化

地域を支える主要産業として重要な地位を占める我が国農業が、収益を上げながら事業として持続可能な発展を遂げ、将来的には我が国を支える産業の一つになっていくよう、引き続き、制度環境の整備を進めるとともに、事業経営を支援する中小企業支援施策の活用、製造業などの技術や経営改善のノウハウの導入、消費者と農業生産者のマッチング、急拡大するアジア市場等への輸出拡大等を進め、「農業の産業化」を実現する。

（１）農業への「経営」の導入や技術革新などによる「強い農業」の実現

経営力を有する農業経営者の育成強化に向け、農地集約化などによる利益の出る体質作り、経営相談など中小企業支援施策を活用した経営力向上のための支援、肥料や農業機械等のコスト引き下げに向けた検討などを実施する。

また、農業の生産性及び生産現場の収益向上を実現するため、最新技術の導入支援、生産コストの低減、作業効率の向上、情報技術の活用等を図る。

＜農業への「経営」の導入＞

- △ 農業の経営力強化を目指した、法人化などによる経営体質強化策の普及や、経営相談などの中小企業支援施策の活用促進等
- △ 農林漁業関連産業（食品加工等）を営む中小企業者向けのファンド組成の促進
- △ 肥料や農業機械などのコスト引き下げに向け農林水産省と共同で検討を実施

＜技術革新＞

- 先端農商工連携実用化研究事業 (補正)
- 先端農業産業化システム実証事業 22.0億円（新規）【復興枠】

（２）消費者・世界と地域の農業をつなげる

他の産業と同様に、農業も市場が求めるものを作ることが発展の基礎であり、「地域プロデューサー」²⁴等を介して農業者を消費者に直接つなげていくことにより、市場の多様なニーズをしっかりと捉えながら、消費者の求める新商品を創造することで、高付加価値化・ブランド化を促進するとともに、新たな売り先を拡大することにより、農業者の高収益の確保を実現する。

また、地域プロデューサー、農協、JETRO等の関係団体、ノウハウを有する企業等による密接な連携により、我が国農業の海外展開を支援する。

＜農業者と消費者を直接つなげる＞

- 消費者ニーズを捉えた農商工連携等による農業の高収益化の支援 22.0億円の内数（新規）【復興枠】
- △ 地域プロデューサー等の組織化
- △ スーパー、百貨店等との持続的なマッチング支援

＜海外展開支援＞

- △ JETROによる「農林水産品・食品輸出相談窓口」の設置、海外現地パートナーと

24 地域の生産者等との信頼関係を築きながら、地域の優れた農産物や食品等を独自に商品化し販路を開拓する人材のこと。

- のマッチング支援、海外「駆け込み寺」機能の強化など
- △ 農業者への周知等を通じた貿易保険制度の更なる活用促進
 - 被災地等の農商工連携の展示等による我が国の食と農業に関する理解醸成・魅力発信
(補正)

6. 新たな成長の実現のための産業構造の高度化と企業システム改革の推進

上記 1. ～ 5. の動きも踏まえ、国内の新たな潜在需要を掘り起こす産業分野や国際分業の中で高い付加価値を確保できる分野を特定し、我が国の産業構造の高度化の方向性として位置付ける。また、世界的に環境・エネルギー問題が高まる中、エネルギー制約に挑戦する産業構造のあり方について検討し、方向性を示す。こうした方向性に沿って、国内立地支援策や、産業革新機構による資本供給などの政策資源を集中投下していくこととする。

また、産業再編などを通じた競争力の向上及び活発な企業や成長事業分野の拡大を図る上で負担・障害となっている、税制面、労働・人材環境面、資金面の課題を克服する、我が国の企業システム改革の推進により、成長分野に経営資源を集め、新たな成長を実現するための環境整備を行う。

- △ 産業構造審議会「新産業構造部会（仮称）」にて、国際分業・エネルギー供給制約下に対応した産業構造の高度化と、企業システム改革に関し検討

2. 官民一体となった新興国市場の獲得

成長著しいアジア等の新興国を中心に、インフラ／システム輸出、クール・ジャパン戦略（再掲）、我が国の優れた環境技術・製品の海外展開促進など、我が国企業のグローバル展開を支援することにより、海外需要を取り込み、我が国産業の活力向上を図る。

1. 我が国企業のグローバル展開支援

成長著しいアジア等の新興国の需要を取り組むべく、投資協定に加え、トップ外交等による新興国市場の開拓や、我が国企業の海外 M & A 促進などにより、我が国の雇用・経済にプラスの効果をもたらす企業の海外展開を支援する。

併せて、グローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化体験を身につけ、国際的に活躍できる「グローバル人材」が我が国で持続的に育成される環境を構築する。

(1) トップ外交等による新興国市場の開拓

トップ外交や官民一体となった産業振興の機会などを活用し、海外における安定した事業環境の構築に努めるとともに、我が国企業の海外M&A促進、リスクマネーの供給、新中間層²⁵向けビジネスに係る国際機関等との連携強化などにより、新興国市場の開拓を進める。

- △ ASEAN経済大臣の日本訪問（ロードショー）、日アラブ経済フォーラム、日中友好40周年（2012年）記念事業、日中省エネルギー環境総合フォーラム等を活用した新興国市場展開の推進
- ▽ 産業革新機構による企業の海外展開資金の供給
(補正)、100億円の内数（400億円の内数）
- △ 新中間層向けビジネス推進のためのフォーラムを国際機関と連携して開催し、日本企業の海外展開を支援
- △ 新中間層市場獲得のための官民連携推進体制のあり方について検討（「新中間市場戦略（仮称）」を年度内に策定）
- △ JETROによる新中間層獲得への支援

（２）参入障壁の撤廃と利益環流の円滑化

日系企業が海外展開するにあたって参入障壁となっている外資規制などの撤廃に取り組む。

また、新興国からの対価回収・資金還流を円滑化するため、税制、ライセンス規制、投資規制等に関して、制度調和や条約締結の推進、二国間協議や不公正貿易報告書等を活用した相手国制度・執行改善の働きかけなどを行う。

- △ 日中韓投資協定など投資協定ネットワークの拡充
- △ 日米租税条約の改正等租税条約ネットワークの拡充
- △ 海外市場のルール作りへのより積極的関与に向けた官民連携の推進
- △ 新興国等における知財・競争関連法制の運用改善、不当なライセンス規制の改善・撤廃などの働きかけ（二国間協議、WTO定常委員会、不公正貿易報告書等の活用、欧米との協力体制構築等）
- △ 新興国における課税問題への対応に関するマニュアルの整備・普及・情報提供、営業秘密に関する制度等の知財関連規制の情報提供、各種契約書の参考例、マニュアル等の整備

（３）「グローバル人材」の育成

「産学協働人材育成円卓会議」、文部科学省、国際協力機構（JICA）などと連携しつつ、グローバル人材の育成支援に取り組む。

- △ 独立行政法人経済産業研究所（RIETI）²⁶による経営層・次世代リーダーに対するアジアビジネスに関する教育コンテンツ開発・提供
- △ JICAによる企業若手社員の新興国等における海外経験支援
- △ 学生の海外インターンシップ支援（インターンシップ受入企業開拓、「Gap Year」の普及・促進等）

25 新興国において、将来、中所得層（年収3,000～20,000ドル前後）に移行すると見込まれる層のこと。中所得階層は、2030年に全世界53億人、市場規模は68兆ドルに達する見込み。急速な発展を遂げる新興国市場において、当該中所得階層を押さえることは、中長期的に重要。

26 2001年に設立された政策シンクタンク。理論的・実証的な研究とともに政策現場とのシナジー効果を発揮して、エビデンスに基づく政策提言を行うことをミッションとしている。

2. インフラ／システム輸出の戦略的实施

インフラ／システム輸出については、各国・地域別の状況・特性を総合的に勘案して、戦略的に進めることが必要。官民が一体となって戦略的に推進していく。

具体的には、①案件形成・計画策定段階からの積極関与や、②相手国のニーズに応え内容で選ばれるための技術力強化とアピール、また、③ファイナンス支援や技術協力を含む総合パッケージの提供を行い、トップ外交も活用して案件獲得を目指す。

(1) 案件形成・計画策定段階からの積極関与

我が国の技術・経験を活かして、案件組成の初期段階から、相手国に貢献できるインフラ・システム案件を、資源確保戦略とも連携しつつ、官民一体かつ相手国との協力の下で提案することで、潜在的な外需獲得機会を能動的に開拓する。

- インフラ／システム輸出を促進するために事業実施可能性調査等を実施
30.0億円(6.5億円)
- △ セミナー開催や要人招聘等を通じて我が国インフラの売り込みを実施
- JICAを通して開発計画策定を支援し案件の形成段階からの関与を実現
14.0億円(15.0億円)

(2) 相手国のニーズに応え、内容で選ばれるための技術力強化とアピール

エネルギー・環境分野に加え、未曾有の地震に耐えた新幹線や災害対応に活用した宇宙・衛星関連技術など、我が国が提供できるインフラ／システムの強みを、現地でのセミナーや専門家派遣、我が国への招聘や研修、NEDO等を通じた現地での技術実証などにより積極的にアピールする。また、将来における提案力・競争力を向上するため、さらに優位性の高いインフラ／システム関連技術を開発する。

- 環境・医療分野等の国際研究開発・実証プロジェクト 31.5億円(24.4億円)
- 小型化等による先進的宇宙システムの研究開発 24.4億円(新規)
- 可搬統合型小型地上システムの研究開発 12.7億円(新規)
- 超高分解能合成開ロレーダの小型化技術の研究開発 33.0億円(0.7億円)

(3) ファイナンス支援や技術協力を含む総合パッケージの提供

凍結していたJICAの海外投融資を再開し、これまで公的金融でカバーされなかった案件への支援を拡充する。また、相手国と協力した新たな金融スキームを導入し、金融支援の一層の強化を図る。さらに、インフラ／システム輸出の促進に資する貿易保険の機能強化についても検討する。

新興国等への技術協力や、我が国企業から現地への投資促進については、我が国がインフラ・システムを提案する際のパッケージの一部と位置づけ、提案全体の魅力向上に活用するなど、戦略的に実施する。その上で、トップセールスも活用し、インフラ／システム案件の獲得につなげる。

- △ 「日印共同インフラファンド(仮称)」の創設
- ☆ 貿易保険制度の機能強化に関し、法制的措置を含めて検討
- インフラ・システム輸出に係る相手国の人材育成事業

(補正)、12.0億円内数(新規)

- △ 現地中核拠点開発など日本企業の投資促進とインフラ開発案件の一体的な提案
- △ 各国との政策対話等を通じたトップセールスの実施

3. 我が国の優れた環境技術・製品の海外展開の推進

二国間約束を通じた、海外での温室効果ガス排出削減を柔軟かつ機動的に評価する制度（「二国間オフセット・クレジット制度（仮称）」）の合意、気候変動の影響を受けやすい途上国等がその影響に適応するための支援、国内外での実証事業・技術開発等を通じて、省エネルギー製品、高効率石炭火力発電、CCSなど我が国の優れた環境技術・製品の海外展開を推進することにより、世界の地球温暖化対策に貢献する。

また、GAP（グリーンエイドプラン）／GPP（グリーンパートナーシッププログラム）を活用し、新興国をはじめとする海外への我が国の優れた環境技術・製品の普及を官民一体で推進する。

- △ 二国間オフセット・クレジット制度の構築に向けた国内議論・二国間交渉等の加速
2.4億円（2.4億円）
- 二酸化炭素回収・貯留技術（CCS）の実証試験及び開発
116.4億円（62.9億円）
- 地球温暖化への適応対策支援を通じた、我が国技術の海外展開
3.0億円（新規）
- △ 官民一体となった新興国各国とのGAP／GPP政策対話の実施

4. 国際知財戦略の推進、迅速な国際標準化（後掲）への対応

アジアをはじめ世界中で我が国企業が円滑に、かつ、優位にビジネスを行うことができるよう、国際的な知的財産のインフラ整備及び、中小企業等の我が国企業の知的財産戦略の強化を進めるとともに、迅速な国際標準提案体制の整備（後掲）を進める。

具体的には、審査結果の相互利用（「特許審査ハイウェイ」等）や特許制度・運用の国際調和を推進する。将来的には、日本で取得した安定的な権利が世界で通用する「世界特許」の実現を目指す。また、中韓等の特許が検索可能な外国特許検索システムの開発、世界標準の特許分類の導入を進める（「国際特許分類ハーモ10年計画」）。

- △ 「特許審査ハイウェイ」の推進
- △ 特許制度・運用の国際比較共同研究の実施
- △ 「国際特許分類ハーモ10年計画」の推進
- △ 国際的な意匠登録制度である「ヘーグ協定」への加盟を検討
- 地域中小企業外国出願支援事業
1.5億円（0.8億円）
- 意匠登録出願等促進事業
0.5億円（新規）

3. 未来開拓技術の実現

かつてない空洞化の危機と、我が国が抱えるエネルギー・環境制約や少子高齢化といった構造的課題を克服し、将来の成長の姿を描くためには、既存技術の延長線上にない、夢のある「未来開拓技術」(※)によって日本再生を果たすべく、国が研究開発で新たな道を切り開くべき分野を絞り込み、研究開発投資を重点化する必要がある。

このためには、まず、研究の小粒化・短期化や、護送船団型プロジェクト、研究期間中及び終了後の成果の分散化・重複投資といった過去の研究開発プロジェクトの課題等を踏まえた新たな国家プロジェクトを創設し、長期のプロジェクトに取り組むことができる体制・制度を産学官連携により整備することが必要である。

また、こうした長期のプロジェクトから生まれた成果をしっかりとビジネスに結び付けるためには、国際標準の迅速な取得と戦略的な知的財産経営が必要であり、そのための環境整備を行う。

(※「未来開拓研究開発プロジェクト」の例)

- ・「量子ドット型太陽電池」：発電効率を大幅に向上。
- ・「リチウム空気電池」：蓄電密度を大幅に向上。
- ・「極低交流損失超電導ケーブル」：送電ロスを大幅に低減。
- ・「レアアースフリー高効率モーター」：モーターのエネルギーロスを大幅に削減。
- ・「革新的触媒技術」：CO₂から化学品を合成。
- ・「次世代エレクトロニクス」：サーバー等の電子機器の消費電力を大幅に削減。

(1) 長期の研究開発プロジェクトを国全体で推進する新たな体制の強化

研究開発の小粒化や省庁間の縦割りを是正するため、学術研究と事業化研究の一体的実施など省庁間の連携を実現し、また、将来の市場を予見させ、民間投資を促進するため、複数年にわたり国が予算をコミットすることを検討するなど、長期的なプロジェクトの推進体制を政府横断的に整備する。

- 未来開拓研究を実施するための予算措置 349.6億円(70.3億円)
- △ 総合科学技術会議や文科省等との連携を通じた研究開発プロジェクトの大括り化

(2) 強者連合による未来開拓研究開発プロジェクトの実施と戦略的な事業化の推進

現在の研究開発プロジェクトは、護送船団型のプロジェクトになりがちである。また、プロジェクト期間中及び終了後の研究成果(知財等)は各社に持ち帰られ、それぞれにおいて重複投資が行われるため、国際競争に勝てないといった問題が指摘されている。

このため、未来開拓研究開発プロジェクトについては、技術研究組合等を活用し、技術と事業の両面において世界で勝てる能力を備えた少数精鋭の強者連合を国が決定し、国主導により重点的に推進する。また、研究成果は当該強者連合が一元的に管理し、無用な重複投資や参加企業の都合による事業化の遅延などを防止する。

△ 技術研究組合等を活用した強者連合による未来開拓研究開発プロジェクトの実施、強者連合による研究成果の一元的な管理の義務付け

（３）産学官連携強化のためのＴＬＯ・大学改革

ＴＬＯ・大学知財本部の機能強化を図るため、ＴＬＯ・大学知財本部の活動を評価（見える化）するとともに、集約化を促しつつ、従前の技術移転機能に加え、国内外企業とのマッチング機能やプロジェクト管理の機能を追加し、産学連携機能の集約化・拡充を図る。

また、世界中の優秀な教職員や留学生と高質な議論・研究ができる環境を整備すべく優秀な教職員・学生の受け入れ等に関する客観的な指標に基づいて、大学の国際化を促進する。同時に、留学生等を通じた技術流出に対する防止策も講じる。

また、研究開発の機会を活用した高度技術人材の育成を着実に実施する。

- △ ＴＬＯ・大学知財本部の評価指標の策定
- △ 大学における国際化推進のための指標の策定
- △ 大学における営業秘密管理ガイドライン等の着実な実施

（４）迅速な国際標準提案制度の創設及び認証基盤の整備

技術で勝って事業で負けることのないよう、事業戦略と一体となり国際標準を獲得する上でライバルとなる諸外国との競争に打ち勝つため、従来の制度に加え、業界団体等の内部でのコンセンサス形成を必須としない新たな国際標準提案制度（「トップスタンダード制度（仮称）」）を創設する。

また、安全基準については、製品安全４法（消費生活用製品安全法・電気用品安全法・ガス事業法・ＬＰガス法²⁷）のうち、まず、電気用品安全法の規制対象品目を大括り化するとともに、技術基準を性能規定化し、国際制度と調和のとれた体系に見直すことにより、我が国企業のグローバル市場への迅速かつ円滑な展開を支援する。

併せて、研究開発成果の円滑な商品化を支える安全性評価・認証インフラを我が国において抜本的に強化する。具体的には、まず、研究開発と一体的な新技術の安全性・性能に係る評価基準の策定、パイロット認証を実施することにより、国内認証機関の知見と知名度の向上を図る。中長期的には国内外の認証機関とのＭＯＵ締結や業務提携等を通じて国内認証機関のサービスの多角化・ワンストップ化を実現する。

- △ 「トップスタンダード制度（仮称）」の創設
- 「トップスタンダード制度（仮称）」を活用し、迅速な国際標準提案を行う企業に対する国際規格原案作成等に係る支援 13.3億円の内数（新規）
- ◇ 製品安全４法の①規制対象品目の大括り化、②技術基準の性能規定化
- △ 研究開発と一体的なパイロット認証の実施
- △ 認証機関の業務提携の深化に向けた促進支援

4. 中小企業の潜在力活用・戦略的経営力の強化

リーマンショック、東日本大震災等を背景に、これまで金融支援をはじめとす

27 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」のこと。

る中小企業支援策を実施してきたが、未曾有の円高など厳しさを増す内外環境において、中小企業の資金繰り対策に引き続き万全を期するとともに、中小企業が持つ潜在力を最大限に引き出し、戦略的経営力を更に強化するため、投資支援や海外展開支援などの施策を実施する。同時に、事業再生、事業引継ぎ等の円滑化のための支援を強化する。

また、未だ厳しさを続ける地方の経済や雇用を支えるなど、地域住民の生活の基盤である地域コミュニティを担う商店街の活性化を図る。

1. 中小企業の潜在力活用・戦略的経営力の強化

中小企業が持つ潜在力を最大限に引き出し、戦略的経営力の更なる強化を図るべく、中小企業との接点が多い地域金融機関が金融支援と一体的に経営支援を実施する「リレーションシップ・バンキング」の活用や経営資源の融合等による戦略的経営力の強化、中小企業の人材確保・技術力強化などの支援を行う。

(1) 「リレーションシップ・バンキング」の活用による一層の経営力強化

地域金融機関による金融と経営の一体的な支援（リレーション・バンキング）を活用し、中小企業の戦略的経営力をより一層強化する。併せて、リレーションシップ・バンキングを行う地域金融機関の人材育成などを行う。

☆ 金融と経営の一体的支援の促進に関し、制度的措置を含めて検討

△ 地方経済産業局と地域金融機関の連携強化に向けた「金融連携プログラム」の一層の推進

○ 信用保証に係る保証料率の割引 4. 5億円（新規）

○ 高度実践型支援人材育成事業 2. 0億円（新規）

(2) 経営資源の融合（合併等）による戦略的経営力の強化

経営資源融合を行う中小企業に対して出資等を行うことにより、中小企業がM&Aなどを通じて他の中小企業から経営資源を獲得し、戦略的経営力を強化する取組を支援する。

○ 経営資源融合を行う中小企業の資本力強化事業 （補正）、20. 0億円（新規）

(3) 中小企業の経営力の強化を支える環境整備

中小企業向けの新たな会計ルールの導入を通じた経営状況の把握・改善、円高に打ち勝つ基盤となる我が国の「ものづくり技術」の強化、人材育成支援などにより、小規模企業を含む中小企業の活動基盤の強化や融資・保証制度の強化を図る。また、中小企業に対する法人税軽減税率の引下げの早期実現を図る。

<財務経営力の強化>

△ 新たな中小企業向け会計ルールの策定

○ IT・クラウドを活用した中小企業の戦略的経営力の高度化

（補正）、5. 0億円（新規）

＜技術力強化＞

- ものづくり中小企業の技術力強化事業 (補正)、133億円(150億円)
- 中小企業等知的財産活用支援事業 18.0億円(18.0億円)
- 地域でイノベーションを創出するための産学官連携による共同研究体の実証研究への支援 3.2億円(新規)

＜人材育成、人材確保・定着支援＞

- 新卒者就職応援プロジェクト(中小企業での職場実習等) (補正)
- 地域中小企業の人材確保・定着支援事業 (補正)、5.0億円(新規)
- 中小企業の高度グローバル経営人材育成事業 (補正)

＜事業環境整備＞

- 中小企業に対する法人税軽減税率の引下げ
- セーフティネット保証の延長等 (補正)
- ▽ セーフティネット貸付の拡充 [予算](補正)／[財投](補正)
- 「下請かけこみ寺」の相談機能強化 (補正)

2. 中小企業の海外展開支援

経済のグローバル化に伴い、大企業からの受注生産のみに依存するのではなく、中小企業が自らの強みを活かして内外の市場を開拓し、成長著しいアジア等新興国の需要を取り組むべく、販路開拓支援、政策金融の強化、技術流出対策の強化など、海外展開支援を充実する。

☆ 中小企業の海外展開促進のための環境整備に関し、制度的措置を含めて検討

- 中小企業海外展開等支援事業 (補正)、23.0億円(25.0億円)
- 海外展開を行う中小企業の経営基盤強化事業 (補正)、35.0億円(新規)
- 中小企業が連携したグローバル展開商品力・技術流出対策の強化 (補正)、30.0億円(新規)
- 商工中金等による海外展開資金への利子補給・損害担保 (補正)
- 地域ブロックごとに海外展開支援拠点を整備し、中小企業の海外展開計画の策定・具体化等を支援 (補正)
- △ 金融機関職員のJETROによる受入研修による支援体制の強化

3. 中小企業の事業再生・事業引継ぎの円滑化

今後の金融環境の変化等を見据え、中小企業再生支援協議会の体制強化、事業引継ぎセンターの拡充など、中小企業の円滑な事業再生・事業引継ぎを支援するための環境整備・体制強化を行う。

- 再生支援協議会の体制強化 49.1億円の内数(42.0億円の内数)
- 事業引継ぎセンターの拡充 (補正)、49.1億円の内数(42.0億円の内数)

4. 地域コミュニティの担い手である商店街の活性化

地域コミュニティの担い手である商店街の活性化を図るため、地域の高齢化等の社会課題を解決する取組（バリアフリー化等）や、被災地を含めた商店街に賑わいを創出する取組を支援する。

さらに、商店街が地域のコミュニティ機能を十全に発揮するため、商店街等とまちづくり会社等とが連携し、地域のまちづくり計画と一体となって行う商業活性化の取組を支援する。

○ 地域商業活性化を通じた被災地支援事業

(補正)

○ 地域商業活性化支援事業

(補正)

○ 地域商業再生事業

20.0億円(新規)